

各指定地域密着型サービス事業所
各 指 定 第 1 号 事 業 所
各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所

} 開設者 様

九度山町長 岡 本 章
(公 印 省 略)

運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」等に係る変更届出書の提出について

介護保険法の規定により、上記の事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（運営規程等）に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に、本町に対し変更届出書の提出が必要となりますが、運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本町では和歌山県と同様に年に1度の届出に簡略化しています（「変更届出の特例」）。

つきましては、令和6年6月1日時点の状況について、次の1～4までの事項に留意の上、変更届出書の提出をお願いします。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知し、届出漏れのないようお願いします。

1 提出期限 令和6年6月28日（金）

2 提出書類

① 変更届出書

② 各サービスに係る付表

③ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和6年6月分）

④ 兼務先の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和6年6月分）

※ 当該事業所に併設される同一法人が開設する事業所に限ります。

⑤ 資格が必要な職種については資格証等の写し

※ 資格証等の写しについては、資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。（原本証明書は必要ありません。）

また、婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写し（原本証明は必要ありません。）を添付してください。

※ 人員基準上、資格要件がない介護職員については添付が不要です。

⑥ 運営規程

※ 各種様式については、九度山町役場ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。（各サービス種別に応じて様式が異なります。）

九度山町役場ホームページ <https://www.town.kudoyama.lg.jp/>

3 提出先及び提出部数

提出先 九度山町役場 福祉課

提出部数 2部（1部を事業所控えとして受領印を押してお返しします。）

※ なお、郵送で提出する場合は、返信用封筒を同封するとともに、返信の切手を貼付してください。

4 留意事項

（1）次の場合は、「変更届出の特例」が適用されず、変更日から10日以内の届出が必要です。

- ① 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更（各サービス共通）
- ② 第1号訪問型サービス事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ③ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
- ④ 認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

（2）次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

- ① 令和5年6月1日と令和6年6月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合（この場合であっても、（1）の場合及び「利用料その他の費用の額」に変更がある場合は変更届が必要です。）
- ② 令和5年6月1日と令和6年6月1日を比較して職員の員数等に変更があるが、令和5年6月以降に指定更新を受けた場合又は令和5年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る。）で、その時点と令和6年6月1日を比較して、職員の員数等に変更がない場合（この場合であっても、（1）の場合及び「利用料その他の費用の額」に変更がある場合は変更届が必要です。）
- ③ 令和6年5月31日から7月31日までに指定有効期間が満了となる事業所であって、指定更新を受ける事業所

（3）令和5年6月1日以降に新規指定を受けた事業所

職員の員数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。

担当	九度山町役場福祉課 介護保険係
TEL	0736-54-2019
FAX	0736-54-2022